

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

編集

三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
号外 (五)
一月二十三日

(金曜日)

目 次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一
衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる
日等……

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二号

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを
掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和八年一月二十三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

令和八年一月二十七日

大分県選挙管理委員会告示第三号

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登
録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和八年一月二十三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

- 被登録資格の決定の基準となる日
令和八年一月二十六日。ただし、年齢要件については、同年一月八日とする。
- 登録を行う日
令和八年一月二十六日

令和八年一月二十三日

大分県報号外（選管委告示）

一